

- 第28号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例  
第29号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例  
第30号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が改正され、第5条第13項に新たな障害福祉サービスとして「就労選択支援」が創設された。当該改正に伴い、条項の移動が生じたこと等から、関係する条例の規定整備を行う。併せて児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことに伴い、条項の移動が生じたことから関係する条例の規定整備を行う。

## 2 改正する条例

- (1) 品川区立心身障害者福祉会館条例
- (2) 品川区立障害児者総合支援施設条例
- (3) 品川区立知的障害者グループホーム条例
- (4) 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例
- (5) 品川区立発達障害者支援施設条例

## 3 施行期日

公布の日

## 4 新旧対照表

別紙のとおり

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立心身障害者福祉会館条例 昭和52年3月30日条例第11号</p> <p>改正 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区立心身障害者福祉会館条例 (設置)</p> <p>第1条 品川区内に居住する心身障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進するための援助を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため、品川区立心身障害者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。 (第2条省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 障害者地域活動支援センター 次に掲げる事業</p> <p><u>ア 障害者等に対する機能訓練その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条第1項第9号に規定する事業</u></p> <p><u>イ 講習会、講座等の開催に関すること。</u> <u>ウ 会館の施設の使用に関すること。</u></p> <p>(2) 障害者自立訓練センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項に規定する生活介護 イ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練</p>	<p>○品川区立心身障害者福祉会館条例 昭和52年3月30日条例第11号</p> <p>改正</p> <p>品川区立心身障害者福祉会館条例 (設置)</p> <p>第1条 品川区内に居住する心身障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進するための援助を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため、品川区立心身障害者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。 (第2条省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 障害者地域活動支援センター 次に掲げる事業</p> <p><u>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等に対する機能訓練に関すること。</u> <u>イ 支援法第77条第1項第9号に規定する事業</u></p> <p><u>ウ 講習会、講座等の開催に関すること。</u> <u>エ 会館の施設の使用に関すること。</u></p> <p>(2) 障害者自立訓練センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項に規定する生活介護 イ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練</p>

改正後	改正前
<p>(3) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>イ 支援法第5条第19項に規定する特定相談支援事業</p> <p>ウ 支援法第77条第1項第3号に規定する事業</p>	<p>(3) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>イ 支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業</p> <p>ウ 支援法第77条第1項第3号に規定する事業</p>
<p>(利用者)</p>	<p>(利用者)</p>
<p>第4条 会館を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p>	<p>第4条 会館を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p>
<p>(1) 障害者自立訓練センターで行う事業 支援法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定により措置の決定を受けた者</p>	<p>(1) 障害者自立訓練センターで行う事業 支援法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により措置の決定を受けた者</p>
<p>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者</p>	<p>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者</p>
<p>(第5条省略)</p>	<p>(第5条省略)</p>
<p>(利用料)</p>	<p>(利用料)</p>
<p>第6条 第3条第1号ア(障害者等に対する機能訓練に限る。)および第2号の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</p>	<p>第6条 第3条第1号アおよび第2号の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定によるもののほか、第3条(同条第3号ウを除く。)の事業を利用した者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によるもののほか、第3条(同条第3号ウを除く。)の事業を利用した者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</p>
<p>(第6条から第20条まで省略)</p>	<p>(第6条から第20条まで省略)</p>
<p>(別表第1および第2を省略)</p>	<p>(別表第1および第2を省略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和8年 月 日条例第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立障害児者総合支援施設条例 平成30年12月20日条例第47号</p> <p>改正</p> <p><u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区立障害児者総合支援施設条例 (設置)</p> <p>第1条 区内に住所を有する障害児および障害者の福祉の増進を図るため、地域生活の支援拠点となる品川区立障害児者総合支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。 (第2条から第3条まで省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 支援施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害児および障害を有する可能性がある児童に係る相談、指導および助言に関すること。</p> <p>イ 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援</p> <p>ウ 児童福祉法第6条の2の2 <u>第3項</u>の放課後等デイサービス</p> <p>エ 児童福祉法第6条の2の2 <u>第5項</u>の保育所等訪問支援</p> <p>オ 障害児の日中における活動の場を確保するとともに、障害児の家族の就労を支援し、障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業</p> <p>(2) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 児童福祉法第6条の2の2 <u>第6項</u>の障害児相談支援事業</p>	<p>○品川区立障害児者総合支援施設条例 平成30年12月20日条例第47号</p> <p>改正</p> <p>品川区立障害児者総合支援施設条例 (設置)</p> <p>第1条 区内に住所を有する障害児および障害者の福祉の増進を図るため、地域生活の支援拠点となる品川区立障害児者総合支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。 (第2条から第3条まで省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 支援施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害児および障害を有する可能性がある児童に係る相談、指導および助言に関すること。</p> <p>イ 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援</p> <p>ウ 児童福祉法第6条の2の2 <u>第4項</u>の放課後等デイサービス</p> <p>エ 児童福祉法第6条の2の2 <u>第6項</u>の保育所等訪問支援</p> <p>オ 障害児の日中における活動の場を確保するとともに、障害児の家族の就労を支援し、障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業</p> <p>(2) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 児童福祉法第6条の2の2 <u>第7項</u>の障害児相談支援事業</p>

改正後	改正前
<p>イ 支援法第5条第19項の特定相談支援事業</p> <p>ウ 支援法第77条第1項第3号の事業</p> <p>(3) 訪問系サービス事業所 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第2項の居宅介護</p> <p>イ 支援法第5条第3項の重度訪問介護</p> <p>ウ 支援法第5条第4項の同行援護</p> <p>エ 支援法第5条第5項の行動援護</p> <p>(4) 日中活動・短期入所系サービスセンター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項の生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第8項の短期入所(第8条第1項ただし書において「短期入所」という。)</p> <p>ウ 支援法第5条第15項の就労継続支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号の就労継続支援B型に限る。)</p> <p>(5) 障害者地域活動支援センター 支援法第77条第1項第9号の事業</p> <p>(6) 多目的室 第1条に規定する目的を達成するための事業</p> <p>2 支援施設は、前項に規定するもののほか、区長が必要と認める事業を行う。</p> <p>(第5条から第20条まで省略)</p> <p><u>付 則 (令和8年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(別表省略)</p>	<p>イ 支援法第5条第18項の特定相談支援事業</p> <p>ウ 支援法第77条第1項第3号の事業</p> <p>(3) 訪問系サービス事業所 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第2項の居宅介護</p> <p>イ 支援法第5条第3項の重度訪問介護</p> <p>ウ 支援法第5条第4項の同行援護</p> <p>エ 支援法第5条第5項の行動援護</p> <p>(4) 日中活動・短期入所系サービスセンター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項の生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第8項の短期入所(第8条第1項ただし書において「短期入所」という。)</p> <p>ウ 支援法第5条第14項の就労継続支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号の就労継続支援B型に限る。)</p> <p>(5) 障害者地域活動支援センター 支援法第77条第1項第9号の事業</p> <p>(6) 多目的室 第1条に規定する目的を達成するための事業</p> <p>2 支援施設は、前項に規定するもののほか、区長が必要と認める事業を行う。</p> <p>(第5条から第20条まで省略)</p> <p>(別表省略)</p>

品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立知的障害者グループホーム条例 平成3年7月9日条例第22号</p> <p>改正</p> <p><u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区立知的障害者グループホーム条例 (第1条省略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所をいう。</p> <p>(2) 共同生活援助 法第5条<u>第18項</u>に規定する共同生活援助をいう。</p> <p>(第3条から第12条まで省略)</p> <p><u>付 則 (令和8年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○品川区立知的障害者グループホーム条例 平成3年7月9日条例第22号</p> <p>改正</p> <p>品川区立知的障害者グループホーム条例 (第1条省略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所をいう。</p> <p>(2) 共同生活援助 法第5条<u>第17項</u>に規定する共同生活援助をいう。</p> <p>(第3条から第12条まで省略)</p>

品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成7年3月31日条例第13号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、品川介護福祉専門学校（以下「専門学校」という。）に在学する者で、卒業後品川区内の指定福祉施設において介護業務に従事しようとする者に対し、品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、介護福祉士の確保を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定福祉施設 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第4号までに規定する事業、同条第3項第2号に規定する障害児通所支援事業および同項第4号から第6号までに規定する事業を営む施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第21項に規定する地域密着型特定施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設および同条第29項に規定する介護医療院ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項、第7項、第12項から第15項までおよび第18項に規定する障害福祉サービスを提供する施設のうち、区長が指定するものをいう。</p> <p>(2) 介護業務 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士が行う業務をいう。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: right;">平成7年3月31日条例第13号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、品川介護福祉専門学校（以下「専門学校」という。）に在学する者で、卒業後品川区内の指定福祉施設において介護業務に従事しようとする者に対し、品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、介護福祉士の確保を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定福祉施設 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第4号までに規定する事業、同条第3項第2号に規定する障害児通所支援事業および同項第4号から第6号までに規定する事業を営む施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第21項に規定する地域密着型特定施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設および同条第29項に規定する介護医療院ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項、第7項、第12項から第14項までおよび第17項に規定する障害福祉サービスを提供する施設のうち、区長が指定するものをいう。</p> <p>(2) 介護業務 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士が行う業務をいう。</p>

品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立発達障害者支援施設条例 平成25年10月22日条例第38号</p> <p>改正</p> <p><u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区立発達障害者支援施設条例 (第1条から第3条まで省略) (事業)</p> <p>第4条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条<u>第15項</u>に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</p> <p>(2) 発達障害者に係る相談、指導、助言および自立支援ならびに発達障害に係る普及および啓発に関すること。 (第5条から第13条まで省略)</p> <p><u>付 則 (令和8年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○品川区立発達障害者支援施設条例 平成25年10月22日条例第38号</p> <p>改正</p> <p>品川区立発達障害者支援施設条例 (第1条から第3条まで省略) (事業)</p> <p>第4条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条<u>第14項</u>に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</p> <p>(2) 発達障害者に係る相談、指導、助言および自立支援ならびに発達障害に係る普及および啓発に関すること。 (第5条から第13条まで省略)</p>